

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課

一般廃棄物の適正な処理及び業務継続のための
新型コロナワクチン 3 回目接種に係る積極的な対応について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関しましては、特にオミクロン株の流行により、二次感染リスクや再感染リスクが増大するとともに、感染拡大のスピードが極めて速く、全国の多くの地域で新規感染者数が急速に増加しており、社会機能の維持が困難になってくることも懸念されています。こうした状況下にあっても、廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められるところ、関係の皆様におかれましては、廃棄物処理業が継続されるよう、様々な対策を講じられてきたことと存じます。

オミクロン株の流行や新型コロナワクチンの追加接種の重要性等を踏まえ、各都道府県におかれましては、改めて下記内容を御確認いただくとともに、貴管内市区町村に必要な事項を改めて周知する等により、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策をより一層適切に実施することを通じて貴管内の廃棄物の処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いいたします。

記

第一 新型コロナワクチン 3 回目接種に係る積極的な対応について

新型コロナワクチンの接種に関しては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、令和 3 年 2 月から接種が進められているところ、厚生労働省から発出されている「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（6. 1 版）」¹（P. 115）において、追加接

¹ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html#h2_free1

種（3回目接種）を行う必要があり、1、2回目接種を完了した全ての者に対して追加接種の機会を提供することが妥当であるとの見解が示されているとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年2月10日変更）²においても、追加接種体制の確保に取り組むこととされている。加えて、厚生労働省より、「追加接種の速やかな実施について（その2）」

（令和4年1月31日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）³が発出され、医療従事者等、高齢者、基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者以外の者へのワクチンの接種（以下「一般接種」という。）については、一定の要件を満たした段階で、令和4年3月を待たずに追加接種を検討することや、各地方公共団体におけるワクチンの量や接種体制等に余力がある場合、地方公共団体の判断により、ワクチンの有効活用等の観点から最大限活用して、順次、初回接種から6か月以上経過した、地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等に対して優先的に追加接種を行うことも検討するよう示されている。

これらを踏まえ、「一般廃棄物処理の業務継続のための新型コロナウイルスワクチンに係る積極的な対応について」（令和3年6月16日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課事務連絡）においても示しているとおり、一般廃棄物であるごみ、し尿の収集運搬、処分が、国民生活を維持するために安定的に業務を継続する必要がある社会的に重要な業務であるとともに、一般廃棄物処理従事者においては、災害時には、被災地方公共団体への派遣を通じ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に御尽力いただいているほか、ワクチン接種会場において接種に伴って排出される一般廃棄物や、自宅療養者の居る家庭や宿泊療養施設から排出される一般廃棄物を適正かつ円滑に処理いただいている状況等に鑑み、一般廃棄物処理の統括的処理責任を有する市区町村においては、一般廃棄物処理従事者のうち、希望者が円滑かつ早期にワクチンを接種できるよう、改めて配意願いたい。

具体的には、例えば高齢者等への接種が概ね完了し、一般接種が開始される際に、一般廃棄物処理従事者へ優先的に接種することについて関係部署との調整を行うことや、今般、策定の重要性について周知している廃棄物処理事業継続計画において、感染防止策の基本的事項として、一般廃棄物処理従事者に対するワクチン接種について規定すること等も考えられることから、各地方公共団体の実情に応じて積極的な対応を検討されたい。なお、ワクチン接種は、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただくものであることから、職場や周りの人などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないように配慮いただく必要があることを申し添える。

第二 新型コロナウイルス感染症に係る一般廃棄物の適正な処理について

新型コロナウイルス感染症に係る一般廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たっては、当該ウイルスや廃棄物に係る科学的な知見に基づき、必要な対策を講じつつ処理業務に従事する必要が

² https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_040210.pdf

³ <https://www.mhlw.go.jp/content/000890747.pdf>

ある。特に、今般の新型コロナウイルス感染急拡大に伴い、自宅療養者数が増加している現状等も踏まえ、ごみに直接触れない、ごみ袋はしっかり縛って封をする、ごみを捨てた後は手を洗うなどといった、感染症対策のための家庭でのごみの捨て方をはじめとする留意事項等について、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」、新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシ及びこれまで発出した通知の内容等⁴を踏まえ、貴管内排出者、廃棄物処理業者及び市区町村に改めて周知いただき、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策の適切な実施を通じた、貴管内の廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いする。

なお、こうした感染急拡大に伴い、医療用抗原検査キットを家庭等で活用する事例が増加してきているところ、厚生労働省より、「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて」（令和3年9月27日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）⁵が発出され、その中で、上述した感染症対策のための家庭でのごみの捨て方と同様のキットの廃棄方法について示しているところである。特に、医療用抗原検査キットによっては、アジ化ナトリウムといった有害性のある化学物質を用いているものの流通もみられることから、廃棄に当たっては各キットの製造メーカー等が指定する保管及び廃棄上の注意事項に従い、上述した廃棄方法により排出することで、医療用抗原検査キットの適正な処理が確保されるよう併せて周知されたい。

⁴ http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html

⁵ <https://www.mhlw.go.jp/content/000836277.pdf>